

原油問題関係府省連絡会議の設置について

平成 17 年 9 月 27 日
関係各府省申合せ
平成 17 年 10 月 6 日一部改正
平成 24 年 4 月 20 日一部改正

1. 現下の原油価格の高騰に鑑み、関係府省が情報交換、意見交換を行い、一層の連携を図っていくため、原油問題関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
副議長	経済産業省資源エネルギー庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官
	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省経済局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省大臣官房総括審議官
	厚生労働省健康局長
	農林水産省大臣官房総括審議官
	農林水産省水産庁長官
	経済産業省中小企業庁長官
	国土交通省総合政策局長
	国土交通省自動車局長
	環境省地球環境局長
	防衛省大臣官房審議官

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。